



国労西日本

国労西日本本部

NO. 288

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

2月12日に各社一斉申入れ行う

20年春闘、満額獲得しよう

3月12日に国労西日本総行動

2020年春闘要求(西日本)

1. 2020年4月1日以降の基本給について、11,000円の引き上げを行うこと。
2. 2020年度の職務遂行給について、「2019年度職務遂行給昇級額に関する確認事項(2019年3月18日締結)」に基づき、基準昇給を完全実施すること。
3. 55歳を超えて在職する者の取り扱いを、55歳未満の者と同一条件及び65歳定年制とし、それに見合った賃金制度とすること。当面は選択定年制とすること。
4. 第二基本給を廃止すること。
5. 年間総労働時間1800時間の労働時間制を確立すること。
6. 超過勤務手当支給率について、超過勤務手当150/100、休日出勤は200/100とすること。
7. 新規採用者の初任給を引き上げること。
8. シニア社員の賃金・待遇改善を図ること。
9. 契約社員及びパート社員についても、社員に準じて引き上げること。また、1,500円以下の者については、早期に時給1,500円とすること。
10. 本人希望に基づき、契約社員、パート社員の正社員化を図ること。
11. 契約社員の雇用継続については、本人の意思を尊重し行うこと。
12. 所謂無期雇用転換者に対しても、社員と同等の制度を導入すること。
13. 回答は、3月13日までにを行うこと。

2020年春闘要求(貨物)

1. 2020年4月1日以降の基本給を定期昇給別で11,000円引き上げること。
2. 各等級の基準額を撤廃し、昇給額を引き上げること。
3. 55歳を超えて在職する社員の基本給について、交渉経過に基づき是正すること。
4. シニア・嘱託賃金を大幅に引き上げること。
5. 契約社員及び臨時社員についても社員に準じて引き上げること。
6. 高卒採用給を引き上げること。
7. 回答は3月13日までとすること。
8. 2020年1月1日現在の各諸元を明らかにすること。
9. 別に申し入れる「労働条件改善要求」についても実現を図ること。

2020年春闘勝利、安全・安心の鉄道と社会をつくろう
3.12国労西日本総行動

春闘集会 国労大阪会館
3月12日14時～

JR西日本本社・貨物関西支社前要求獲得行動
3月12日15時30分～

変えよう
安全を守る
職場風土に



西日本(抜粋) 賃金制度に関する要求 I. エリア手当に関する要求

1. 支社毎のエリア手当を以下の通りとすること。
- (1) 京都、大阪、神戸支社 12%
- (2) 金沢、福知山、和歌山、岡山、広島、米子、福岡支社 5%
- II. 特殊勤務手当に関する要求
3. 勤務時間外に事故等に伴う非常呼び出しを命じた場合の災害等特別出勤手当を増額すること。通勤に要した時間も加算すること。シニア社員・契約社員についても同様とすること。

III. 割増賃金に関する要求

1. 特殊勤務手当の割増率を改善すること。
2. 夜勤手当をD単価とすること。契約社員及びシニア社員についても同様とすること。
3. 契約社員についても、社員と同様の割増賃金を支払うこと。
- V. 扶養手当に関する要求
2. シニア社員にも扶養手当を支給すること。

VII. その他

1. 通勤手当を増額すること。
2. ワークライフバランス向上の面から、在宅時間を増やすためにも特急通勤の要件を緩和すること。
3. 業務に必要な国家試験・自動車運転免許取得等に伴う費用及びその更新に必要な費用(交通費も含む)は全額支給すること。また、更新に必要な日又は時間を勤務したものとみなすこと。
4. 社員駐車場、駐輪場を確保すること。必要経費を会社負担とすること。
5. 呼び出しが予測される場合について、予め指定した場合については、労働時間とすると共に手当を支給すること。
6. 運転無事故個人表彰の適用を拡大すること。
7. 永年勤続者表彰35年を追加すること。
8. 会社が手当等の申請関係で求める証明費用は会社負担とすること。
9. 育児・介護休職を取得した者については、昇給控除を行わないこと。
10. 人材確保の観点から「奨学金返済支援制度」を創設すること。
11. シニア社員・契約社員についても、社員と同様の期末手当を支給すること。
12. シニア社員の精勤手当、契約社員の精勤手当を増額すること。

第40回拡大委員会委員発言要旨

松尾委員（近畿）



新型コロナウイルスの会社の対応が遅い。労働者の命に関わる問題だ。

江原駅でのベビーカー転落事故は、公表しないし、見解は二転三転し、事実関係をうやむやにしている。乗務不適のあり方に疑問がある。

加藤委員（博多）

電気職場で事故が発生して

2020年度の期末手当要求（西日本）

- 2020年度「期末手当」について、基本給、エリア手当及び扶養手当を合算した賃金の6.5箇月分を支払うこと。
支払日は、「夏季手当」2020年6月30日、「年末手当」2020年12月10日とすること。
- 2019年度「年度末手当」について、全社員に一律50,000円を2020年3月31日に支払うこと。



背景として、グループ会社等の要員不足が背景にある。発注会社の責任として、申し入れを行う必要がある。

山脇委員（近畿）



駅の無人化・委託化などが進められていて、駅の安全性を高め、サービスを向上し、利用者を増やす努力をすべきだ。契約社員を正社員化は実現できていない。会社に求めていきたい。

太田委員（北陸）



西日本の労働協約の「社員たる」という部分を削除することを求める。地方交通線を守る立場から、自治体要請を強化していく。春闘は、旅客・貨物・グループ会社で統一した要求で運動を展開することとストライキ体制の確立を確認した。

田中委員（近畿）

駅体制の見直しにより、和歌山支社の70%が無人駅になっ



た。利用者に寄り添った体制が重要である。電気テックと電気システムが統合するが、国労が間にあって組織拡大のチャンスではないか。

岩山委員（広島）



バスの要員不足で休養が取れない状況で、重大事故が毎年のように発生している。事故防止については、ソフト面での対策はされていない。改めて安全対策を会社に求めていく。

藤江委員（米子）



駅の販売体制の見直しで遠隔MVが6駅となった。また、委託駅についても無人駅化となった。技術継承などが課題だ。春闘は、グループ会社、協力会社の賃金も考えなければならぬ。ストライキは、慎重な判断をお願いしたい。

山下委員（近畿）



鴨野駅すきま転落事故は43件発生した。団体交渉を受

け付けない姿勢である。近畿運輸局に要請行動を行いたい。組織拡大について、西日本JRバスで一名の加入を勝ち取った。引き続き全力で取り組みたい。

藤江委員（岡山）



駅の利用者を無視した要員削減を行おうとしている。署名を地域共闘として、「福塩線をよくする会」で支社に申し入れ、安全対策を求めた。

会社は、勤務変更の限定理由を都合の良いように解釈している。わかりやすい具体的な言葉で協定を見直してほしい。春闘は、是非、ストライキで闘ってほしい。

書記長集約

【組織強化・拡大について】

成果と教訓は「決してあきらめないこと。組織拡大は行動の積み重ねで実現に結びつくこと。」

福知山線事故から14年、安全・安心を最優先し全ての利用者にやさしい鉄道、事故の再発防止に努めることは鉄道の責務です。組合員の力を結集して運動を進め、全国単一組織の優位性を発揮して、真の鉄道と安全・安心を守るために奮闘しよう。

【2020春闘に向けて】

JR北海道・四国のベアゼロを許さない闘いははじめ、私たちは、大幅賃上げ獲得・会社間格差の是正・契約社員の正社員化、統一重点要求の実現のために、「一職場一要求」運動を柱に、職場活動・分会活動を活性化させ、大衆行動を展開し要求獲得と組織拡大をめざし、「労働者に見る春闘 見える運動」を進めて行く。そして地域で闘う仲間としっかり連携する地域春闘の構築をめざす。

【憲法改悪阻止、平和と民主主義を守る闘い】

安倍首相は通常国会で、憲法9条の改憲に意欲を示している。日本は「戦争放棄」を明記した憲法9条があったからこそ平和が守られている。「憲法9条改悪を許さない国民的闘い」に全力を上げると共に消費税増税中止、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換、米軍基地反対など世論と運動を大きくしなければなりません。そして、安倍政権を退陣に追い込み、民主主義、立憲主義を取り戻すために、市民と野党の共闘の輪を大きくし、憲法改悪阻止をするため、精一杯頑張ろう。

【安全問題】

JR、グループ会社を含め、「触車・感電・墜落」での事故が相次いで発生をしている。私たちは、誰もが安全で安心の鉄道と安心して働き続けられる職場環境、社員が働きやすい状況を作り出すために労働者・労働組合の権利を守る闘いを一体のものとして一層強化を図ることが重要である。駅のワンオペ化、遠隔MV、窓口廃止・委託化・無人化など非対面による駅での「合理化」が矢張り早に推し進められている。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。



アフラックはがん保険契約件数 No.1

【NEW】女性特有のがんにも手厚い **生きるためのがん保険 Days1**

【NEW】あるたの保険を最新化 **生きるためのがん保険 Days1プラス**

アフラックはがん保険に2つの選択肢を

アフラックはがん保険に2つの選択肢を

アフラック株式会社
東京第二法人営業部
東京都中央区新富2-3-1 新富三井ビル5F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

アフラック株式会社
「生きる」を創る。
アフラック
東京第二法人営業部
東京都中央区新富2-3-1 新富三井ビル5F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

アフラック株式会社
アフラックはがん保険に2つの選択肢を

アフラック株式会社
アフラックはがん保険に2つの選択肢を

これから医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days1

アフラックはがん保険契約件数 No.1

女性特有のがんにも手厚い **生きるためのがん保険 Days1**

あるたの保険を最新化 **生きるためのがん保険 Days1プラス**

アフラックはがん保険に2つの選択肢を

アフラック株式会社
東京第二法人営業部
東京都中央区新富2-3-1 新富三井ビル5F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

アフラック株式会社
「生きる」を創る。
アフラック
東京第二法人営業部
東京都中央区新富2-3-1 新富三井ビル5F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

アフラック株式会社
アフラックはがん保険に2つの選択肢を

アフラック株式会社
アフラックはがん保険に2つの選択肢を